

平成 30 年 4 月 23 日

内閣官房  
御中

著作権侵害サイトのブロッキングに対する意見書

公益社団法人  
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
(通称 NACS)  
消費者提言特別委員会

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷一丁目 1 7 番 1 4 号

全国婦人会館 2 階

電話 03-6434-1125

Fax 03-6434-1161

Eメール [nacs-teigen@nacs.or.jp](mailto:nacs-teigen@nacs.or.jp)

記

〔意見〕

この度、政府が検討されている著作権侵害サイトに対し ISP（インターネット接続プロバイダー）によるブロッキング要請には国民として不安を覚えます。

このような要請は差し控え、ブロッキングという措置の是非について議論を重ね、立法過程を踏むべき内容であると提言いたします。

〔理由〕

現在、日本で唯一、児童を保護する目的の児童ポルノ禁止法に基づき「児童ポルノ」に関してはブロッキングが認められています。このことに関しましては深刻な被害を回復することができないことを鑑みれば、国民の総意と考えます。

しかし、この度政府が検討されている海外版海賊サイトなどの著作権侵害サイトに対して、ブロッキング措置を ISP に要請することは、ISP がネット利用者の全通信を把握することが前提であり、通信の秘密が不当に侵害されるのではないかと、検閲の恐れがないかと気がかりです。憲法が保障する「通信の秘密」や「検閲の禁止」に抵触しないかどうか不安を禁じえません。

さらに、政府は今回、危険が迫った場合にやむを得ない対応を認める刑法の「緊急避難」を適用し、憲法違反に当たらないと説明していますが、今回の政府決定が容認された場合、さまざまな権利を理由に、サイトを遮断する議論が広がるのではないかと気がかりです。

著作権の侵害は深刻な問題ではありますが、まずは、ブロッキング要請は中止して、立法過程を踏むべきと考えます。

以上